

# 就労関係について



# 1 . 障害福祉サービス事業所 利用者の一般就労への移行

# 就労継続 A 型・B 型、就労移行支援、自立訓練、生活介護事業所の皆様は一般就労調査の回答しましたか？

今年度（令和4年度実績）は、6月に報告を依頼しています。

こんな様式です！

皆さんの報告を元に、長崎県の一般就労移行者数は算出されています。

もし、まだ提出していない事業所があれば、早急に提出をお願いします。

（実績なしでも報告をお願いします）

自立就労支援種 (shougai/fukusi-jintuisien@pref.nagasaki.jp) まで 6月27日(火)までにメールにてお送りください。

「障害福祉サービス事業所の一般就労等に関する調査」

令和3年3月31日時点の定員を記載

事業所種別(サービス)	事業所名	定員	名
担当者名	TEL:	FAX:	

【留意事項】  
**就労継続A型(サービス)ごとに障害者マイルを分けて(別シート)ではなく(ファイル)単位を分けて(別シート)を提出し、令和4年度中に民間企業や事業所等への就労を対象としており、福祉施設への遷移的就労は除きます。  
 (就労移行支援人員事業所への移行は対象外です。)**  
 一般就労された方がいない場合も、必ず(本人)記入ををお願いします。

説明1. 令和4年度中に、貴事業所から企業等へ一般就労された方は何人いますか。  
 また、下記表に一般就労された方の内訳人数(障害区分・種別、男女別、年齢別等)の記入をお願いします。  
 常雇用された方がいる場合は、常雇用者数の欄にも人数を記入してください。  
 また、令和4年度中に一般就労された方の、令和3年3月31日までの就労継続期間について、内訳人数を記入してください。  
 一般就労とは、1ヶ月以上の雇用契約で就職した者。実際に雇用契約期間以内に継続した者もカウントする。  
 常雇用とは、週の労働時間が20時間以上かつ、雇用期間が6ヶ月以上(見込み)かつ、雇用保険の被保険者が該当する。  
 就労継続期間別の数は、令和3年度中に一般就労に移行した方について、令和3年3月31日までの就労継続期間毎に記入する。  
 (常期・非常期を問わず一般就労へ移行した者全員の内訳を入力する。)  
 例: R4.10に一般就労に移行し、R5.2.28で退職した方は「3ヶ月以上6ヶ月未満」に該当。現在も継続している場合は、R5.3.31時点で6ヶ月に達しているため、「6ヶ月以上」に該当する。

障害区分	障害程度	一般就労者数(人)		一般就労者継続期間(人)						単位:人				
		男	女	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
知的	A1													
	A2													
	B1													
身体的	B2													
	1級													
	2級													
精神的	4級													
	5級													
	6級													
発達障害	1級													
	2級													
	3級													
難病	その他													
	その他													
発達障害	発達障害													
難病	難病													
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

説明2. 上記1の就労者のうち、貴支援機関からの支援や制度を利用した方、事業所単独の支援のみの方、継続等利用者自身で就職された方、それぞれ何人いますか。(置換図参照) (単位:人)

	AI-ワークの紹介	ジョブコーチ	トライアル雇用	委託訓練	就業生活支援センター	事業所単独	利用者自身
知的							
身体的							
精神的							
発達障害							
難病							

説明3. 令和4年度中の一般就労者の就職先についてご記入ください。

企業(会社)名	業種	本人の仕事内容	本人の居住地域	常雇用	障害区分	障害程度	男女別

(欄が不足する場合は別紙に記入し、様式任意) 本人の居住地は市町名のみ  
 これで調査は終了です。ご多忙のところ、ご協力ありがとうございました。

# 令和4年度 福祉施設からの一般就労移行実績

令和4年度中に障害福祉施設から企業等へ一般就労した障害者数 **199人**  
(対前年度比128%)

一般就労者の過去5力年の平均... **174人**

障害区分	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	年 度	うち常用雇用	年 度	うち常用雇用	年 度	うち常用雇用	年 度	うち常用雇用	年 度	うち常用雇用
知的	68	55	64	47	36	27	44	33	56	37
身体	29	23	25	22	5	2	15	12	19	16
精神	99	69	103	71	70	44	96	50	118	82
発達	3	3	1	0	11	6	1	0	5	0
高次脳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難病	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0
合 計	201	151	193	140	122	79	156	95	199	135

コロナの影響  
で大幅減少 ↘

コロナ前水準  
に回復 ↗

# 令和4年度に障害福祉施設から一般就労した者の状況（1）

障害区分	男女別			年齢別					障害程度別					
	男性	女性	合計	10代	20代	30代	40代	50代~	A1 1級 1級	A2 2級 2級	B1 3級 3級	B2 4級 その他	- 5級 -	- 6級 -
知的	33	23	56	5	27	16	6	2	0	1	17	38		
身体	8	11	19	0	6	1	3	9	5	8	1	1	1	3
精神	73	45	118	1	41	30	29	17	1	50	56	11		
発達	5	0	5	1	2	1	1	0				5		
高次脳	0	0	0	0	0	0	0	0				0		
難病	1	0	1	0	0	0	1	0				1		
合計	120	79	199	7	76	48	40	28	6	59	74	56	1	3

## 【男女別】

全体で男性が約60%、女性が約40%と、男性が多い。

## 【年齢別】

20代～40代で約82%を占めるが、50代以上でも訓練やマッチングにより就労可能。

## 【障害程度別】

知的については、B1・B2の軽度が占めている。身体については、程度によりばらつきはあるものの、重度でも就労可能となっている。精神については、2級でも就労者が多い。

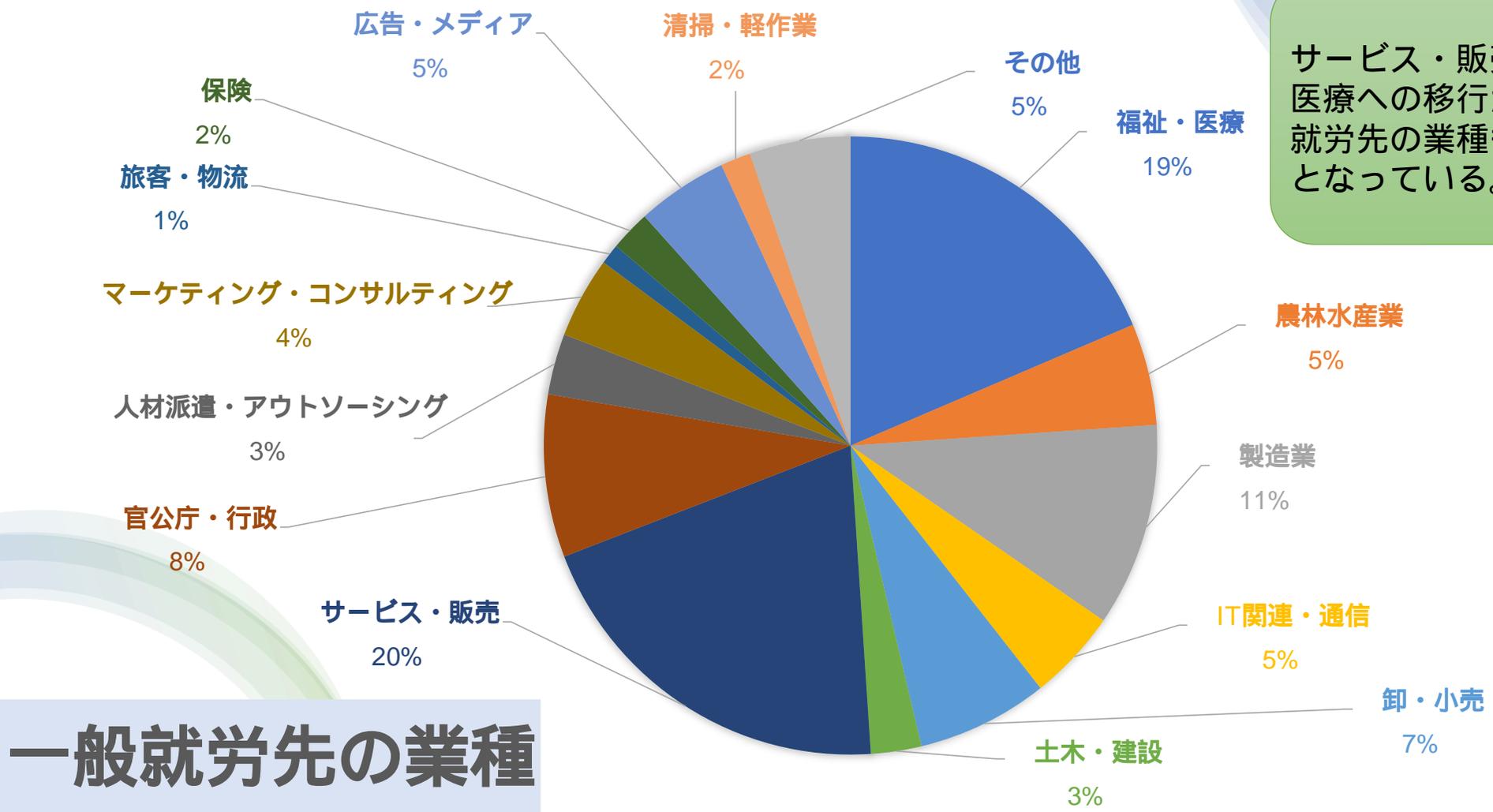
## 令和4年度に障害福祉施設から一般就労した者の状況（2）

施設種別	男女別			年齢別					障害区分					
	男性	女性	合計	10代	20代	30代	40代	50代～	知的	身体	精神	発達	高次脳	難病
生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	2	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
就労移行	37	23	60	4	26	16	10	4	27	1	31	1	0	0
就労継続A	35	27	62	1	16	14	15	16	7	9	45	0	0	1
就労継続B	46	29	75	2	32	18	15	8	21	8	42	4	0	0
合計	120	79	199	7	76	48	40	28	56	19	118	5	0	1

○就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援事業所からの一般就労への移行も多い。

# 令和4年度に障害福祉施設から一般就労した者の状況（3）

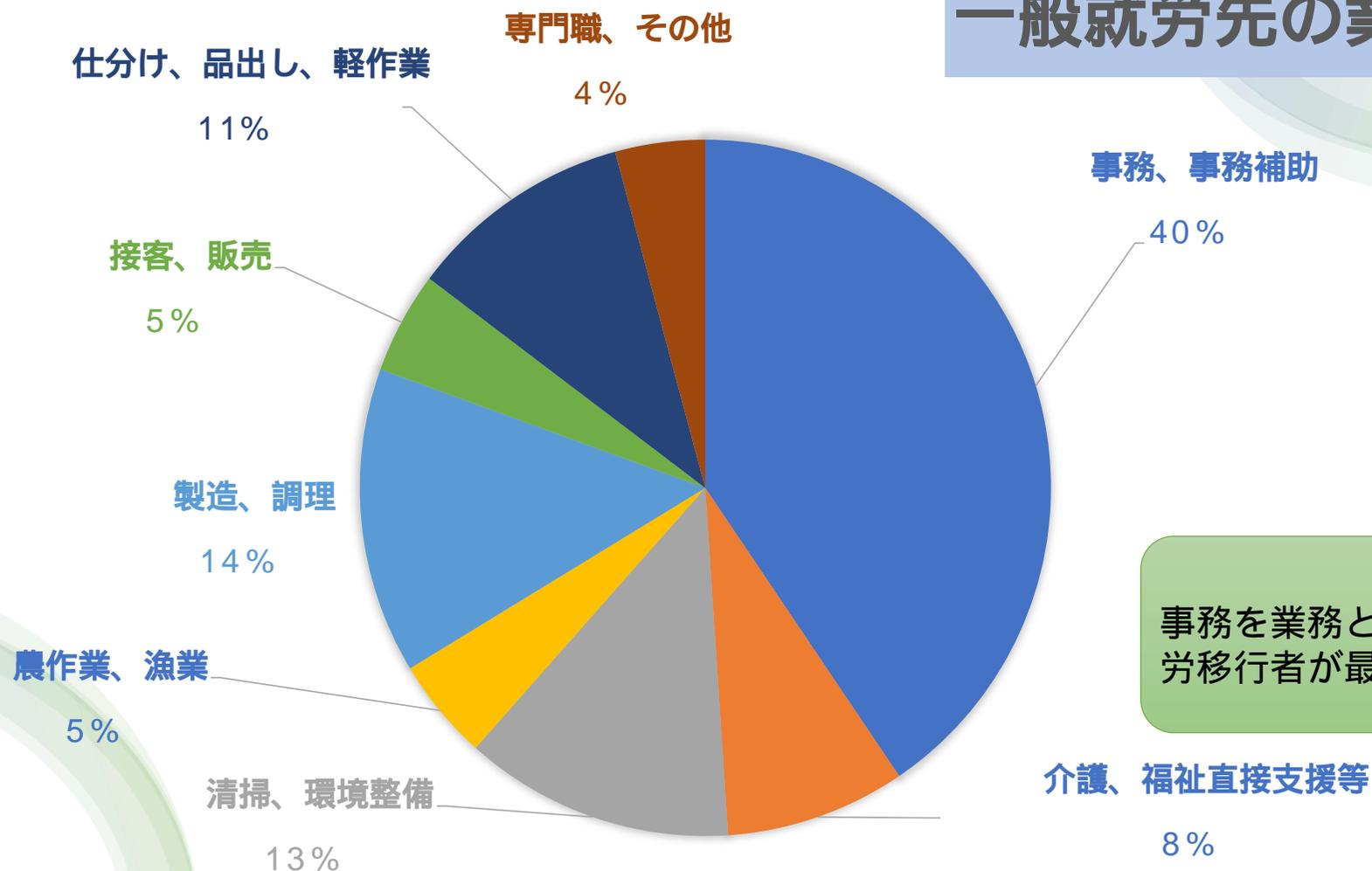
サービス・販売、福祉・医療への移行が多いが、就労先の業種も年々多様となっている。



一般就労先の業種

# 令和4年度に障害福祉施設から一般就労した者の状況（4）

## 一般就労先の業務内容



事務を業務とする一般就労移行者が最も多い。



## 2 . 工賃 ・ 賃金実績

# 就労継続支援事業所の皆様 工賃（賃金）実績報告してますか？

工賃（賃金）実績報告は、就労継続支援事業所（A型、B型）に義務付けられています。

## 1 工賃(賃金)実績報告について

工賃(賃金)実績については、下記の内容に留意し、報告すること。

### (1) 工賃(賃金)の範囲

ここでいう工賃(賃金)とは、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。  
(以下略)

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」  
(平成19年4月2日付障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

今年度（令和4年度実績）は、6月に報告を依頼しています。

皆さんの報告を元に、長崎県の平均工賃（賃金）月額は算定されています。

もし、まだ提出していない事業所があれば、早急に提出をお願いします。

## 令和4年度の平均工賃（賃金）月額実績

【速報値】

○就労継続支援B型（工賃） 19,342円

○就労継続支援A型（賃金）

（非雇用型） 30,216円

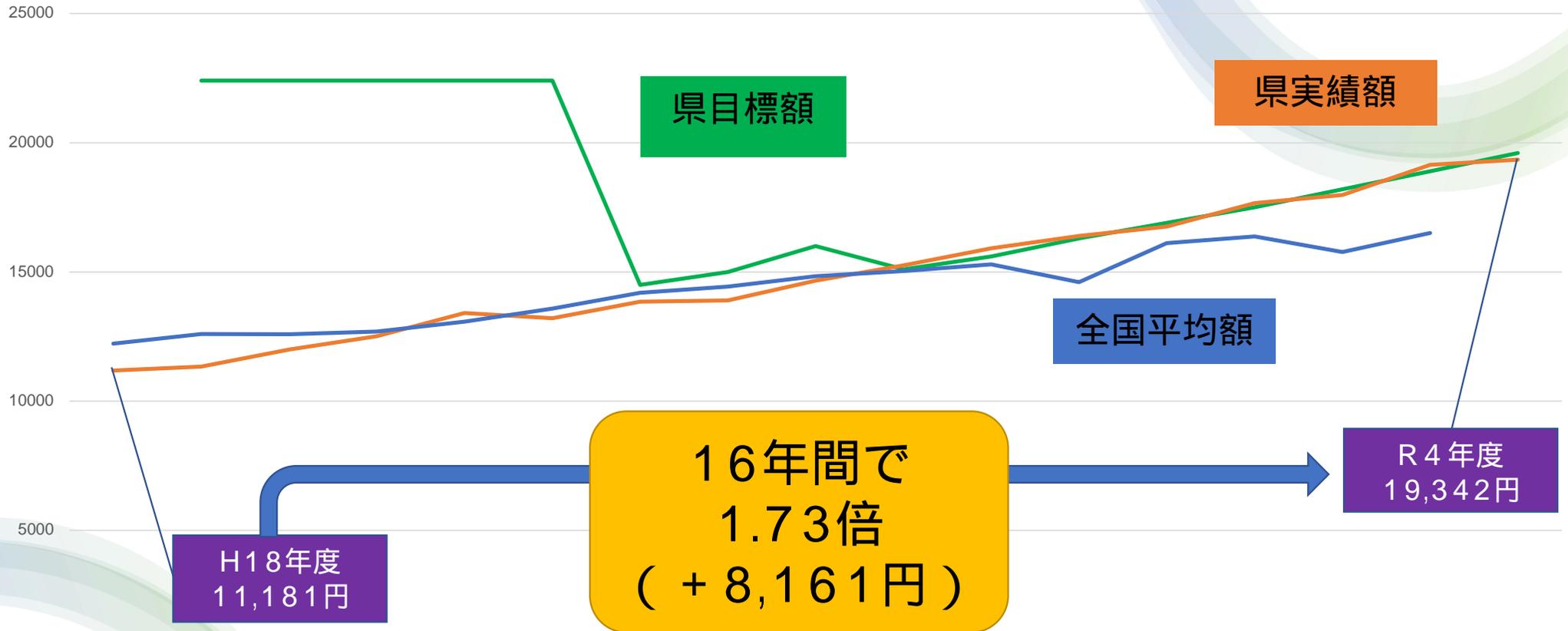
（雇用型） 93,367円

# 長崎県の平均工賃月額推移

年度	計画	目標額	県実績額	全国平均額	全国順位	
H18年度	-	-	11,181	12,222	31	
H19年度	長崎県障害者工賃倍増計画	22,400 (H23年度)	11,334	12,600	33	
H20年度			11,994	12,587	30	
H21年度			12,508	12,695	27	
H22年度			13,409	13,079	20	
H23年度			13,209	13,586	29	
H24年度	長崎県工賃向上計画	14,500	13,846	14,190	25	
H25年度		15,000	13,894	14,437	30	
H26年度		16,000	14,664	14,838	24	
H27年度	-	15,100	15,255	15,033	22	
H28年度	長崎県総合計画 チャレンジ2020	第2期長崎県工賃 向上計画	15,600	15,919	15,295	20
H29年度			16,300	16,389	14,603	19
H30年度	長崎県総合計画 チャレンジ2020	第3期長崎県工賃 向上計画	16,900	16,759	16,118	17
R1年度			17,500	17,664	16,369	13
R2年度			18,200	17,980	15,776	11
R3年度	長崎県総合計画 チェンジ&チャレ ンジ2025	第4期長崎県工賃 向上計画	18,900	19,150	16,507	11
R4年度			19,600	19,342	算定中	算定中
R5年度		第5期長崎県工賃 向上計画	20,300	-	-	-
R6年度			21,000	-	-	-
R7年度			21,700	-	-	-

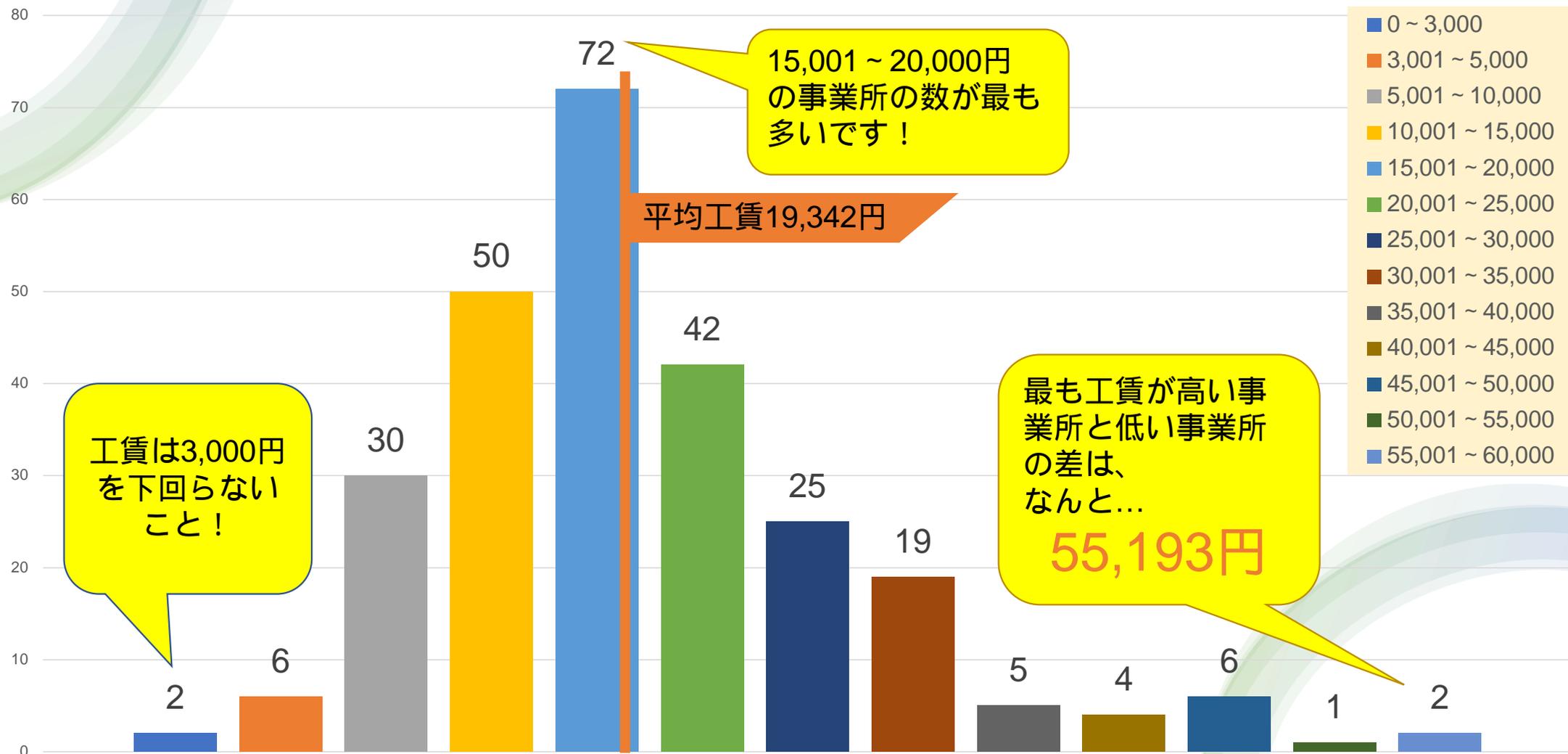


# 長崎県の平均工賃月額の変遷



	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
目標額	0	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	14,500	15,000	16,000	15,100	15,600	16,300	16,900	17,500	18,200	18,900	19,600
県実績額	11,181	11,334	11,994	12,508	13,409	13,209	13,846	13,894	14,664	15,255	15,919	16,389	16,759	17,664	17,980	19,150	19,342
全国平均額	12,222	12,600	12,587	12,695	13,079	13,586	14,190	14,437	14,838	15,033	15,295	14,603	16,118	16,369	15,776	16,507	0

# 令和4年度平均工賃月額 事業所数分布



# 工賃向上セミナー（オンライン開催）

## < 参加対象 >

- ・長崎県内B型事業所の職員
- ・長崎県内A型事業所、生活介護事業所(生産活動を行っている場合)、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃(賃金)向上に意欲的に取り組む事業所の職員

## < 研修内容 >

### 研修 経営者研修 11/14(火) 13:30~16:30

- ・工賃向上における課題とは？
- ・「報酬改定」から考える事業経営のポイントは？
- ・全国各地の高工賃事例のポイントは？

### 研修 工賃向上基礎研修 12/15(金) 13:30~16:30

事前にワークシート提出有

- ・目標工賃を達成するための計画とは？
- ・主力の商品・サービスの特徴や強みは？
- ・お客様は誰なのか？営業計画の立て方

申し込みについては、法人あてにメールしたチラシの申し込みフォームからお願いします。

研修①⇒11月13日(本日中)まで

研修②⇒11月17日(金)まで

令和5年度「長崎県 工賃向上セミナー開催事業」

## 工賃向上を 計画し実践する！

オンライン研修

工賃向上は就労継続支援事業所の重要なテーマです。同時に、成果を出すことが難しく、事業所の方々の大きな悩みでもあります。本研修では、工賃向上計画の策定方法、商品開発やサービス企画、実践的な営業、販路開拓等の基礎的なノウハウを学んでいただきます。工賃向上に必要なワークシートを作成し、ZOOMでのオンラインアドバイスを実施する研修プログラムです。

